

独立行政法人経済産業研究所研究活動における不正行為への対応等に関する規程

平成29年3月22日
規程第54号

改正 令和5年8月14日 令和5・8・7独経研第3号

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応等に必要な事項を定め、研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

(特定不正行為)

第2条 この規程において対象とする研究活動における不正行為（以下「特定不正行為」という）とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(責任と権限)

第3条 研究所における研究活動上の不正行為の防止及び対応を適切に行うために、最高管理責任者、不正防止統括管理責任者、研究倫理教育責任者を置く。

2 最高管理責任者は当研究所全体を統括し、研究所における研究活動上の不正行為の防止及び対応について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究活動上の不正行為の防止及び対応を行えるようリーダーシップを発揮し、不正行為の防止等に努めなければならない。

3 不正防止統括管理責任者は、研究所における研究活動上の不正行為の防止及び対応等について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副所長をもって充てる。

4 研究倫理教育責任者は、不正行為の防止を図るため、研究所に所属する研究員を対象に倫理規範の習得等をさせるための教育（以下、「研究倫理教育」という。）を定期的実施することとし、研究調整ディレクターをもって充てる。

研究倫理教育には、研究データの作成・保管方法について、論文作成の際の各研究員間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法について

の知識や技術に関する項目を含める。

(研究員の責務)

第4条 研究活動に従事している研究員は、適切な研究活動を行うとともに、研究倫理責任者が行う研究倫理教育等を受講しなければならない。

(研究データ等の保存)

第5条 研究員は研究活動によって生じたデータ等を研究が終了若しくは中止したとき、又は研究に基づく論文が公表されたときのいずれか遅い時期から、原則5年間保存し、開示請求があったときは、これを開示しなければならない。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合はこの限りでない。

(不正行為の禁止)

第6条 研究員は特定不正行為を行ってはならない。また、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為も同様とする。

(特定不正行為の告発等の取扱い)

第7条 特定不正行為に関する告発（以下「告発」という。）又は告発の意思を明示しない相談（以下「相談」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は、研究グループ研究管理担当に置く。

2 通報窓口は、告発又は相談があったときは、その内容を速やかに最高管理責任者、不正防止統括管理責任者及び研究倫理教育責任者に報告する。

(告発の取扱い)

第8条 告発は顕名によるものとし、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等により通報窓口に行き届く。

2 告発は、特定不正行為を行ったとする研究員、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付ける。

3 第1項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容が相当程度信頼に足るものと最高管理責任者が認めたときは、顕名の告発に準じて取り扱う。

4 不正防止統括管理責任者は、通報窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発を受け付けたことを告発者に通知する。ただし、匿名による告発についてはこの限りではない。

5 不正防止統括管理責任者は、告発のあった事案が研究所以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は、当該機関にも告発内容を通知する。

6 研究所は、告発のあった事案が、他の機関において調査を行わなければならない事案の場合、当該機関に事案を回付する。

(相談への対応)

第9条 告発の意思を明示しない受付窓口への相談については、不正防止統括管理責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。

2 前項において、相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても、最高管理責任者が特に必要と認めたときは、当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第10条 不正防止統括管理責任者は、特定不正行為が行われようとしている、若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。ただし、研究所が被告発者の所属する機関ではないときは、研究所は被告発者の所属する機関に事案を回付する。

(秘密保持)

第11条 特定不正行為に関する告発又は相談について、業務上その内容を知り得た者は、その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。

(例外的公表)

第12条 最高管理責任者は、調査事案が漏えいした場合(告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。)、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の事案について公表することがある。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第14条 何人も、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思(以下「悪意」という。)に基づく告発を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の措置を講じることができることを配分機関にあら

かじめ周知する。

(被告発者の保護)

第15条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(事案の調査)

第16条 研究所は、所属する研究員に係る特定不正行為の告発があった場合(他の機関において告発があり、回付された事案を含む。以下同じ。)は、原則として、告発された事案について調査を行う。

- 2 研究所は、複数の機関に所属する当研究所の研究員に係る特定不正行為の告発が研究所にあった場合は、当該研究員が所属する関係機関と協議の上、合同で調査を行う。ただし、協議の結果、特段の定めをした場合は、その定めによる。
- 3 研究所は、現在研究所に所属する研究員が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が研究所にあった場合は、当該機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。
- 4 研究所は、研究所に以前所属していた研究員が、所属していた期間における研究活動に係る告発が研究所にあった場合は、当該研究員が現在所属する研究機関に告発内容を通知し、原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし、当該研究員が現在所属する機関がないときは、研究所が調査を行う。
- 5 研究所は、前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず、調査の実施が極めて困難な状況にある場合は、告発された事案における研究活動に係る予算を配分し、又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし、当該事案について、その配分機関が調査を行うときはこれに協力する。
- 6 研究所は、他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

(予備調査)

第17条 研究所は、告発を受け付けた後速やかに、告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データなど研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は研究所が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 予備調査は、最高管理責任者が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

- 4 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為に係る事案として調査する必要性の有無を調査し、判断する。
- 5 研究所は、予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。
- 6 研究所は、予備調査の結果、告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知する。
- 7 前項に規定する場合において、研究所は、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び告発者から請求があった場合は、当該資料等を開示する。
- 8 予備調査は、告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは、回付を受け付けた日)から概ね 30 日以内に本調査を行うか否か決定する。
- 9 第 5 項及び第 6 項に規定する判断及び決定は、予備調査委員会の報告に基づき、最高管理責任者が行う。

(本調査)

- 第 18 条 最高管理責任者は、前条第 5 項に規定する本調査の実施を決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁にこの旨を報告する。
- 2 前項に規定する場合において、被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、併せて当該機関に通知する。
 - 3 研究所は、前条第 5 項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね 30 日以内に本調査を開始する。

(特定不正行為調査委員会)

- 第 19 条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、研究所に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。
- 2 本調査委員会は、告発された事案の調査の際に、研究活動に関係する論文や生データ等の各種資料の保全及び提出を求めること、関係者から事情を聴取することを要請すること等必要な権限を有する。
 - 3 本調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 所長
 - (2) 総務ディレクター
 - (3) 研究調整ディレクター
 - (4) 外部有識者 3 名以上
 - 4 前項第 4 号の委員の数は、委員の総数の二分の一以上とする。
 - 5 本調査委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
 - 6 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

7 本調査委員会は、第27条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし、不服申立てがあり、本調査委員会において不服申立てに基づく審査等を行う場合は、当該審査結果を行ったときに任務を終了する。

(本調査委員会委員の通知)

第20条 最高管理責任者は、本調査委員会を設置したときは、本調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。

(異議申し立て)

第21条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受け取った日から7日以内に、理由を付して本調査委員会委員の選任について最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

2 最高管理責任者は、前項の申立てがあった場合は、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該委員の交代又は解任を行う。

3 最高管理責任者は、前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

第22条 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や生データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取等により調査する。

2 前項の調査に当たっては、本調査委員会は、被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

3 本調査委員会が研究所以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは、当該機関に調査の協力を要請する。

4 本調査委員会は、告発に係る研究活動のほか、本調査委員会が必要と判断したときは、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査対象に含めることができる。

5 本調査委員会は、本調査に当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を行う。資料等が研究所以外の他の機関にあるときは、当該機関に対して資料等の保全を要請する。また、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

6 本調査委員会は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。

7 本調査委員会は、調査に当たって、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

8 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう協力し、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(認定)

- 第23条 本調査委員会は、調査した内容を取りまとめ、特定不正行為の有無を認定する。
- 2 前項の認定は、原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行う。
 - 3 本調査委員会は、特定不正行為が行われたと認定した場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。
 - 4 本調査委員会は、特定不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは、その旨を併せて認定する。
 - 5 前項の認定を行うに当たっては、本調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 6 本調査委員会は、第1項、第3項及び第4項の認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に認定結果を報告しなければならない。

(被告発者の説明責任)

- 第24条 本調査委員会の調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定の判断基準)

- 第25条 第23条第1項の認定に当たっては、本調査委員会は、第24条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはしない。
- 2 本調査委員会は、特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為の疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定する。
 - 3 被告発者が、生データ等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災害など)により、その基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると本調査委員会が認める場合、並びに生データ等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属

していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。) も前項と同様とする。

- 4 第24条の説明責任の程度及び上記3項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

(調査結果の通知及び報告)

第26条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で、特定不正行為に関与したと認定した者を含む。以下同じ。)に通知する。

- 2 被告発者が研究所以外の機関に所属している場合は、当該機関にも当該調査結果を通知する。
- 3 最高管理責任者は、前2項に定めるものに加えて、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に当該調査結果を報告する。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者の所属機関が研究所以外の機関であるときは、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

(不服申立て)

第27条 特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を最高管理責任者に申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項に定める期日までに不服申立てがない場合は、被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第28条 前条第1項に規定する不服申立ての審査は、本調査委員会が行う。

- 2 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の全部又は一部を変更し、審査させることができる。
- 3 本調査委員会は、特定不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 4 本調査委員会は、前項に規定する判断の結果、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被告発者に当該決定を通知する。
- 5 本調査委員会は、第3項に規定する判断の結果、再調査を行うことを決定した場合には、被告発者に対し、先の調査を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 6 前項に規定する場合において、被告発者の協力が得られない場合には、本調査委員会
は再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。審査を打ち切った場合には直ちに最
高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったとき
は、告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び関
係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定を行ったときも同様とす
る。
- 8 本調査委員会は、第5項の再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね
50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に
報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に
通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告
する。
- 9 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場
合、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関
等及び関係省庁に報告する。
- 10 本調査委員会は、悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場
合、再調査を行うものとし、再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し、その結
果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者
が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関等及び関係
省庁に報告する。
- 11 研究所は、不服申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主
な目的とするとき本調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けない。

(調査結果の公表)

- 第29条 最高管理責任者は、調査の結果、特定不正行為が行われたと認定した場合は、
速やかに公表する。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、特定不正行為が行われなかったと認定した場合は、
原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び
論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであると認定
した場合は、調査結果を公表する。
 - 4 前各項に規定する公表の内容は、次に定めるところによる。
 - (1) 第1項に規定する公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定
不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容、本調査委員の氏名・所
属、調査の方法・手順等を含む。
 - (2) 第2項ただし書に基づく公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文
等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、本調査委
員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。

(3) 第3項に規定する公表内容は、告発者の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。

5 前項各号の規定に関わらず、事案の内容により最高管理責任者が特に必要があると認めるときは、前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第30条 最高管理責任者は、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以下「被認定者」という。)が研究所の研究員の場合は、内部規程の定めるところにより必要な措置を行うとともに、特定不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究費の使用中止)

第31条 最高管理責任者は、特定不正行為への関与が認定された者及び被認定者に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずることがある。

(悪意に基づく告発者への措置)

第32条 最高管理責任者は、告発者が悪意をもって告発したことを認定した場合は、告発者の氏名の公表及び告発者に対して内部規程の定めるところにより、必要な措置を行うことがある。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則 (平成29・2・14 独経研第1号)

この規程は、平成29年3月22日から施行する。

附 則 (令和5・8・7 独経研第3号)

この規程は、令和5年8月14日から施行する。